

京都市告示第 505 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 24 日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
京都京北線	北区雲ヶ畑中畑町167番地の1地先から	旧	メートル 16.70	メートル 5.90 ~ 6.40
	同町259番地地先まで	新	16.70	6.80 ~ 26.30

(建設局土木管理部道路明示課)